

新潟市民病院 医用画像管理システム等更新業務  
プロポーザルに係る審査要領及び審査基準

1 審査の対象となる者

本プロポーザルへの参加表明書を提出し、また提案書等の提出書類を期日までに提出した事業者であること。

2 審査の項目及び点数

総合点数は300点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- |                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| (1) <u>要件定義書兼回答書</u> に関する評価点      | (100点) |
| (2) <u>提案書及びプレゼンテーション</u> に関する評価点 | (120点) |
| (3) <u>参考見積書</u> に関する評価点          | (80点)  |

3 第1次審査の実施

選定委員会にて資格審査を実施の上、なお本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出書類に基づき、第1次審査を実施する。

4 プレゼンテーション審査の実施

第1次審査を通過した提案者に対し、選定委員会によるプレゼンテーション審査を実施する。実施要領は次のとおり。

- (1) 実施日時 令和6年11月21日(木)  
※詳細な時間、場所等については、第1次審査通過者に別途通知する。
- (2) 原則として、本業務を実際に行う予定の総括責任者及び主任責任者の出席を必須とし、参加者は4名以内とする。また、主要なプレゼンターは総括責任者、又は主任責任者の何れかが務めること。
- (3) 各提案者の持ち時間は20分を上限とし、また質疑応答を10分程度行うものとする。
- (4) 留意事項
  - ① パソコン、プレゼンテーション用のデータは提案者が用意すること。なお、プロジェクターは当院が用意する(D-Sub又はHDMI接続)。
  - ② 提案書の内容に沿ったプレゼンテーションを行うこと。提案書に記載のない追加提案がある場合は、選定委員が明確に分かるよう説明を行うこと。
  - ③ プレゼンテーション会場での追加資料の配布は認めない。必要なものは全て提案書に含めること。
  - ④ プレゼンテーションで説明された内容は、契約時に本件業務の一部とする。
  - ⑤ プレゼンテーションは、その後の院内での討議及び内容確認のため、当院にて録音・録画を行う場合がある。但し、録音・録画データは本案件に関する院内利用に留め、

当院の責任で適正に管理する。

## 5 最終審査の実施

選定委員会は、次の要領で各提案者の評価を行い、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。なお、何れの評価点も小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを有効とする。

- (1) 「要件定義書兼回答書に関する評価点」「提案書及びプレゼンテーションに関する評価点」「参考見積書に関する評価点」を合算して総合得点を算出し、最も点数の高かった提案者を「最優秀提案者」、次に点数が高かった提案者を次点の者とする。
- (2) 総合得点で同点の提案者が複数ある場合は、次の要領で優劣を決定する。
  - ① 「要件定義書兼回答書に関する評価点」が高い評価者を上位とする
  - ② 「要件定義書兼回答書に関する評価点」が同点の場合は、「提案書及びプレゼンテーションに関する評価点」が高い評価者を上位とする
  - ③ 「要件定義書兼回答書に関する評価点」「提案書及びプレゼンテーションに関する評価点」「参考見積書に関する評価点」が何れも同点の場合は、選定委員会で協議し決定する。

## 6 各評価点の審査方法・基準

「要件定義書兼回答書に関する評価点」「提案書及びプレゼンテーションに関する評価点」「参考見積書に関する評価点」の審査方法・基準は次のとおり。

- (1) 要件定義書兼回答書に関する評価点
  - ① 各提案者から提出された要件定義書兼回答書に基づき、各項目に対する回答について、次表のとおり評価ランクを決定する。

回答	評価ランク	備考
○	V	
△	III	システム機能で対応できない部分について、当院の不都合を回避できる方法が具体的に示されていない場合、或いはその内容が妥当性に欠ける場合は評価ランクを1段階引き下げる。
×	I	運用変更など、当院の不都合を回避するための対応方法が具体的に示されていない場合、或いはその内容が妥当性に欠ける場合は評価ランクを1段階引き下げる。

- ② 各項目の評価ランクを総合的に評価し、要件定義書兼回答書に関する評価点に従って点数を算出し、これを評価点とする。

- (2) 提案書及びプレゼンテーションに関する評価点

- ① 選定委員会にて、提案書及びプレゼンテーションに関する評価項目ごとに次表のとおり評価ランクを決定した上で、評価項目ごとの配点に応じて点数を算出した後、これらを合計して評価点とする。なお、評価項目ごとの評価基準及び配点に関しては、添付資料5「新潟市民病院 医用画像管理システム等更新業務 提案書及びプレゼンテーション評価項目」を参照のこと。

評価ランク	評価概要
◎	提案内容が評価基準と比較して優れている
○	標準的な提案内容である
△	提案内容が評価基準と比較して劣っている
×	評価基準に該当する記載が見られない

(3) 参考見積書に関する評価点

- ① 各提案者から提出された参考見積書に基づき評価点を算出する。評価点は、導入費用、保守費用各々について、40点満点にて点数を算出した後、これらを合計して評価点とする。なお、点数の計算式については非公開とする。

※導入費用について、実施要領「2（4）委託料」に記載した上限額を超過した場合は失格とする。